ねこの飼い方教室

☎ 環境衛生課　内線　2054

と　き　3月13日(月)　13:30～15:00
ところ　県富士総合庁舎201会議室
内　容　ねこの健康管理や適正な飼育方法の指導
対　象　ねこ飼育者・飼育希望者
定　員　30人（先着順）
申し込み　3月6日から受け付けます。
電話で富士保健所衛生課へ　☎65-2154

国の教育ローンをご利用ください

☎ 商工労政課　内線　2599

入学時や在学中に必要となる資金を融資する国民生活金融公庫の「国の教育ローン」を利用しませんか。

対　象　高校・短大・大学・専修学校などに入学、在学する人の保護者で年間収入が1,210万円（事業所得者は年間所得990万円）以内の人
融資額　1人につき200万円以内
利　率　年2.2%（平成12年2月1日現在）
問い合わせ　国民生活金融公庫沼津支店　☎0559-31-5281

モーツアルト作曲「レクイエム」をうたう ロゼシアター合唱団員募集

公演日時　10月15日(日)　開演14:30
定　員　男女各100人（先着順）
対　象　高校生以上　参加費　5,000円
練習日程　4月開始　月3・4回程度
申し込み・問い合わせ　3月10日までに応募用紙に必要事項を記入して、参加費を持参しロゼシアターへ
☎60-2512

特別地方消費税は廃止になります

☎ 収税課　内線　2371

ホテル、旅館、飲食店などで一定の金額を超える宿泊、飲食などにかかる特別地方消費税（3%）は、3月31日をもって廃止になります。なお、消費税（地方消費税と合わせ5%）は従来どおりです。

問い合わせ　富士財務事務所間税課　☎65-2133

パパの子育てセミナー

☎ 児童福祉課　内線　2332

と　き　3月11日(土)　10:00～12:00
ところ　富士宮市保健センター
テーマ　「子どもに伝える自然とのふれあい方」
対　象　子育て中の父母など
定　員　100人（応募者多数の場合は抽せん）
申し込み・問い合わせ　県富士健康福祉センター　☎65-2155

ラ・ホール富士のパソコン・ワープロ・エアロビクス・英会話教室

☎ ラ・ホール富士　53-4300

教室名		と	き	定員	受講料
パソコン *申し込み日注意	ワード98	4/13～5/16 毎週火・木曜日	①10:00～12:00 ②19:00～21:00	各8人	8,500円（テキスト代含む）
	ロータス98				
	エクセル97	4/15～5/20 毎週土曜日	③13:00～17:00		
ワープロ		4/12～5/12 毎週水・金曜日	①13:00～15:00 ②19:00～21:00	各8人	7,500円（テキスト代含む）
エアロビクス		4/12～6/21 毎週水曜日	①10:00～11:30 ②19:00～20:30	各30人	4,000円（保険料含む）
		4/13～6/22 毎週木曜日	19:00～20:30		
		4/14～6/23 毎週金曜日	19:00～20:30		
英会話教室		4/20～8/10 毎週木曜日	19:00～21:00	20人	1万円（テキスト代含む）

ところ　ラ・ホール富士　　対　象　勤労者、一般（学生は除く）
申し込み　3月7日～12日（パソコン教室は3月10日～12日）の9:00～20:30に、本人または代理人が直接ラ・ホール富士へ（応募者多数の場合は抽せん）
※代理人での申し込みは1人分のみ申し込みができます。

電話加入権の公売

と　き　3月14日(火)　10:40～11:00
ところ　県富士総合庁舎301会議室
※中止になる場合がありますので、事前に電話で確認してください。
問い合わせ　富士財務事務所納税課　☎65-2123、収税課　内線　2364

飼えなくなった犬・ねこ引き取り日

と　き　3月3日・10日・17日・24日　各金曜日　9:00～10:00
ところ　県富士総合庁舎車庫南側
持ち物　愛犬手帳、登録鑑札
☎環境衛生課　内線　2054

介護保険コーナー ⑦

「介護保険　Q&A」

Q9. 介護保険のサービスは1割負担で受けられると聞いていますが、支払い方法を教えてください。

A9. サービス利用者がサービスを受けるときの支払方法には、最初に1割を払ってサービスを受ける「現物給付」と、一たん全額（10割）を支払い、サービスを受けた後で市に保険証と事業者から発行された領収証を添えて申請し保険給付（9割）を受ける「償還払い」があります。ほとんどのサービスは現物給付となりますが、福祉用具の購入や住宅改修費など一部のサービスは償還払いです。また、認定後にケアプラン（介護サービス計画）を作成せず、作成依頼届の提出もしていないときなどは償還払いになりますので、介護サービス計画を作成してサービスの現物給付を受けるようにしましょう。

Q10. 現在は健康で特にサービスを利用していませんが、将来いつ介護や支援が必要になるか心配です。今のうちに申請をしておいた方がいいのでしょうか。

A10. 介護保険の申請は、介護や支援が必要な状態になったときにしてください。現時点で申請をしても、自立と判定される可能性が高く、介護保険からのサービスは受けられません。また、急に状態が悪くなったときや緊急、その他やむを得ない理由があるときは、認定の効果が申請日までさかのぼるため、認定前でも介護保険のサービスを受けることができます。ただし、この期間の費用の支払方法は償還払いとなります。

介護保険課　内線　2309　E-メール：kaigo@city.fuji.shizuoka.jp